

研究者登録について

厚生労働科学研究成果データベースへ登録のお願い

厚生労働科学研究においては研究費への公募の際に「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」(以下「e-Rad」)へ研究者登録を求められます。研究年度終了時に厚生労働科学研究成果データベースに研究成果を Web 登録するには「厚生労働科学研究成果データベース」への研究者登録が求められます。

これらは別システムのため、それぞれ研究者登録が必要です。以下の内容をご確認いただき、各システムへの登録が済んでいない場合は、手順に沿って速やかに手続きをお願いいたします。

※ 本データベースへの研究者登録は研究分担者も同様に手続きが必要ですので、研究代表者より連絡をお願いいたします。

I. 厚生労働科学研究成果データベース 研究者登録

研究成果を Web 登録するには研究代表者および研究分担者の研究者登録が求められます。

本登録情報は研究成果報告に関する諸連絡等に利用されますので、異動等により研究者情報に変更が生じた際には随時データの更新をしていただく必要があります。システムの運用管理は国立保健医療科学院が行っております。

[登録手順と研究者 ID の報告]

1. 研究者 ID の取得

厚生労働科学研究成果データベースへの研究者登録が未登録の場合は、以下より「研究者登録に関するヘルプ」をご確認のうえ登録してください。

厚生労働科学研究成果データベース_研究者登録に関するヘルプ

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/help/researcher-registration>

≪登録手順≫

- ① 下記 URL にアクセスし、ホームページ右上の[研究者・管理者用ログイン]をクリックしてログイン画面を開く。
- ② [研究者の新規登録はこちら]より新規登録を行う。

厚生労働科学研究成果データベース (厚労省 Grants System)

<https://mhlw-grants.niph.go.jp>

※ 本データベースへの登録は e-Rad への研究者登録を行い、研究者番号(8桁)を取得した後に行ってください。

(e-Rad に関する詳細は下記Ⅱをご参照ください。)

※ 自身が研究代表者であり、国立保健医療科学院より送付された事務連絡文書内に「仮登録」または「承認待ち」の記載があった場合は、その指示に従い研究者登録を進めてください。

2. 研究者 ID の報告

① 研究分担者が行うこと

厚生労働科学研究成果データベースへの研究者登録を終え、当該データベースの登録通知書を受け取った研究分担者は、通知書に記載された「研究者 ID」を研究班の代表者に連絡します。登録された「研究者 ID」は「e-Rad 研究者番号」8桁の先頭に「20」がついた 10桁になりますのでご確認ください。

② 研究代表者が行うこと

厚生労働科学研究成果データベースに研究成果(研究報告書概要版)の Web 登録を行う際には、研究班における研究代表者および研究分担者全員が、当該データベースへの研究者登録を終えている必要があります。概要版 Web 登録で研究分担者から連絡を受けた「研究者 ID」(10桁)を正確に《研究者検索》欄に入力しても該当する研究分担者が表示されない場合は、研究分担者に連絡をして一連の研究者登録を終えているか、また連絡された研究者 ID が正確であるかを確認してください。

II. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) は、各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステムです。厚生労働科学研究への公募の際には研究代表者および分担者の研究者登録が求められます。

【e-Rad への登録手順】

1. 研究機関登録の実施

自分の所属する研究機関（病院、診療所等）が e-Rad へ登録済みであるか所属機関の事務部門に確認してください。

- ① 所属する研究機関が既に登録済みの場合は、次の「2. 研究者番号の取得」に進んでください。
- ② 所属する研究機関が未登録の場合は、研究機関の事務部門等に要請をして登録手続きを取ってもらってください。なお登録完了までには2週間程度かかります。

2. 研究者番号の取得

過去に e-Rad の研究者番号(8桁)を取得しているか確認してください。

- ① 過去に e-Rad に研究者として登録し研究者番号を取得したことがある場合は、所属機関が変わった場合又は研究機関に所属しないこととなった場合でも、新たに研究者登録を行う必要はありません。
- ② 取得していない場合は、新規に研究者番号を取得する必要がありますので、所属する研究機関の事務担当者に問い合わせのうえ、担当者の指示に従ってください。各研究機関で登録の手続きを行うこととなっています。

※ 研究機関において研究者の登録を行う際には、あらかじめ「研究機関の登録」を完了させておく必要がありますので機関登録は早めにお問い合わせください。

【e-Rad お問合せ方法】

下記の URL を参照いただき、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせください。

<https://www.e-rad.go.jp/>

【厚生労働科学研究成果データベースへの研究者登録に関する問合せ先】

国立保健医療科学院 図書館・情報システム管理室

厚労省 Grants System 担当

TEL : 048-458-6210

E-mail : mhlw-grants@niph.go.jp

お問合せ時間 9 : 30 ~ 17 : 00 (平日)